

築上町告示第108号

平成21年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年11月25日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成21年12月7日

2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	岡田 信英君
武道 修司君	平野 力範君
中島 英夫君	繁永 隆治君

12月9日に応招した議員

12月10日に応招した議員

12月11日に応招した議員

12月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第4回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成21年12月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成21年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 発議第3号 F 15戦闘機の尾翼の一部落下に対する抗議決議について
- 日程第5 議案第77号 専決処分について 平成21年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第78号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第79号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第80号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第81号 築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第82号 築上町職員の給与に関する条例及び築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第83号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例及び築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第84号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第85号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第86号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第88号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第17 議案第89号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第18 議案第90号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第19 議案第91号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合同約の変更について
- 日程第20 議案第92号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 日程第21 議案第93号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第22 議案第94号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 発議第3号 F 15 戦闘機の尾翼の一部落下に対する抗議決議について
- 日程第5 議案第77号 専決処分について 平成21年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第6 議案第78号 平成21年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第7 議案第79号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第80号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第81号 築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第82号 築上町職員の給与に関する条例及び築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第11 議案第83号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例及び築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第84号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第85号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第86号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第88号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第17 議案第89号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第18 議案第90号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第19 議案第91号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合組合同約の変更について
- 日程第20 議案第92号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合組合同約の変更について
- 日程第21 議案第93号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第22 議案第94号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田原 宗憲君 | 3番 首藤萬壽美君 |
| 4番 塩田 文男君 | 5番 工藤 久司君 |
| 6番 塩田 昌生君 | 7番 成吉 暲奎君 |
| 8番 吉元 成一君 | 9番 西畑イツミ君 |
| 10番 西口 周治君 | 11番 有永 義正君 |
| 12番 田村 兼光君 | 14番 信田 博見君 |
| 15番 宮下 久雄君 | 16番 岡田 信英君 |
| 17番 武道 修司君 | 18番 平野 力範君 |
| 19番 中島 英夫君 | 20番 繁永 隆治君 |

欠席議員（2名）

2番 丸山 年弘君

13番 田原 親君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹本 正君

書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	吉留 久雄君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加末 篤君	人権課長	松田 洋一君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	中野 誠一君	建設課長	田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長			久保 和明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
会計課長	畦津 篤子君	総合管理課長	落合 泰平君
商工課長	吉田 一三君	環境課長	則行 一松君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	田原 泰之君
監査事務局長	川崎 道雄君	環境課審議監	出口 秀人君

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） 最初にお断りしときます。ちょっと私、のどを痛めているもので、聞きにくい面があるかと思いますが、御容赦を願います。

それでは、改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は17名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年第4回築上町議会定例会を開会いたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。第4回定例会を招集いたしましたところ、御参集を願いまして大変ありがとうございます。

合併して、はや、もう4年が経過しようとしております。1月9日で丸4年になります。

本定例会が、合併後16回目の定例会ということで、私にとっても最後の定例会というふう

な形になるわけでございますけど、今まで皆さん方にいろいろ御協力いただきながら、何とか財政的な問題等々クリアをしていただきました。そういう形の中で、最近の問題少し行政報告させていただきたいと思いますが、ちょうど11月29日の航空祭のときには、F 15の水平尾翼の一部が落下をして垂直尾翼に当たり、一部また垂直尾翼が落下したと、こういう事故がございまして、すぐに基地司令のほうに確認をしたところ、ちょうど私も中国のほうに行っておりましたんで、帰ってすぐ、次の日ですね、確認を、早朝すぐいたしました。そうしたところ、当該飛行機、いわゆる事故を起こした飛行機の関係の点検、それから、落下した残骸の搜索に全力を挙げておるといふような御返事をいただきまして、その日はそれで終わったわけでございます。

そして、12月の1日に、1市2町で、正式に基地のほうに抗議に伺いました。そんなときの詳細な形での説明が、11月29日9時34分ごろ、展示飛行中の戦闘機F 15の1機の左水平尾翼の一部と左垂直尾翼の一部が基地の内外に落下をしたということで、落下した部品の回収は、おおむねすべて回収を終わったといふような報告も受けております。そして、一番大きなものが、長さ241センチ、幅が41センチ、厚さ8センチ、重さ5.5キロと。そして、次の大きいのが、長さ20.5センチ、幅8.5センチ、厚さ3センチ、重さ10グラムといふようなことで、これは水平尾翼の一部のものでございますけど、こういう形で落下してきたといふような説明を受け、この原因は、F 15の、いわゆる水平尾翼、これに、厚さがばらつきがあったといふようなことで、薄い飛行機と水平尾翼の厚い飛行機があって、薄いほうの飛行機が、これが何らかの形で尾翼から外れ落ちたといふような状況らしいわけでございます。そういう形の中で、水平尾翼の厚い分については何ら問題ないんだけど、薄い分はすべて取りかえると、このような説明も受けておるわけでございます。

そして、なお、原因究明等々ははっきりするまでは飛行再開をしないようにという申し入れをいたしましたところでございます。

そして、次、12月4日に、福岡防衛局のほうにも、抗議の、いわゆる行動をとらせていただきました。そして、ちょうどその帰りにわかったわけでございますけれども、小松基地でもF 15が着陸にちょっと、脚が出しておったのが引っ込んで、まあ、胴体着陸みたいな形になって、火花が散って火災になったといふような事故があったという報告を受けている。そして、基地のほうにも、私、電話で司令のほうと話して、基地司令のほうは本来なら今週から飛行再開をしたいという意向がございましたが、もうちょっと待ってくれといふようなことで、今飛行再開、F 15の飛行再開については、一応待ってほしいといふようなことで、一応申し入れをしておるとございまして、しかし、基地のほうでは、いわゆるパイロットの腕が鈍ったりとか、そういう形で非常に心配であるんで、ぜひ早く再開をしたいという希望を持っ

ておりますが、いましばらく待つてほしいというふうなことで、一応そういうことで申し入れをいたしておるところでございます。

飛行機事故の件については、以上でございますけれども、次に、懸案の火葬場が一応完成をいたしました。そして、19日に落成式を行おうということで、まだ正式な御案内はしておりませんが、全議員さんに参加をしていただくというふうなことで、19日の10時から落成式を行いますんで、どうぞ皆さん、こぞって御参加をお願い申し上げたいと、このように考えております。

そして、火葬を始める日は20日から始め、新しい火葬場を利用しようと、このような計画でおるわけでございます。

次に、森林組合の事業で、林産物の、いわゆる販売所の設置というようなことで、これ、森林組合のほうから県・国に続いて予算要求しておりましたが、一応、販売店、販売所をつくる予算をいただいたというようなことで、メタセの社の町有地を一部提供しながら、そこに林産物をつくって、林業活性化の施設というようなことで設置するように決定をいたしましたところでございます。

それから、あと、もろもろの問題ございますが、空き缶の問題等々、業者のほうはすべて一応完済を、1,056万納め終えたということを御報告して行政報告とさせていただきます。

本日の議案は大分ございますが、よろしく御審議をしていただくようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

どうもよろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暉奎君） これで、行政報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暉奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、宮下久雄議員、17番、武道修司議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（成吉 暉奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下議員。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

12月2日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

12月7日の本日は本会議で、議案の上程、なお、発議1件、F 15部品落下に伴う抗議決議、専決処分1件、町村合併に伴う案件5件、工事請負契約変更1件及び人権擁護委員の推薦1件は、本日即決することとして協議いたしました。

12月8日は議案考案日とします。

12月9日水曜日は本会議で、議案に対する質疑と委員会付託を行います。

12月10日は本会議で、一般質問とします。

12月11日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は、休会といたします。

12月12日、13日は、休会とします。

12月14日月曜日は休会で、厚生文教常任委員会とします。

12月15日は休会で、産業建設常任委員会とします。

12月16日は休会で、総務常任委員会とします。なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いします。

12月17日は休会で、委員会予備日とします。

12月18日金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、一般質問の受け付け締め切りは、本日午後3時までといたします。

それから、農業委員会委員の任期が間もなく満了いたします。それに伴い、議会推薦委員を最終日に提案する予定です。したがって、その選任のための全員協議会を、本日本会議終了後、開催することといたしました。

以上、会期は、本日から12月18日までの12日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日12月7日から18日までの12日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの12日間に決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は発議第3号外18件であります。

また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

お諮りします。日程第4、F 15戦闘機の尾翼の一部落下に対する抗議決議について及び日程第5、議案第77号の専決処分について、平成21年度築上町一般会計補正予算（第4号）については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号及び議案第77号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4．発議第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、発議第3号F 15戦闘機の尾翼の一部落下に対する抗議決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。竹本議会議務局長。

事務局長（竹本 正君） 発議第3号F 15戦闘機の尾翼の一部落下事故に対する抗議決議について。

上記議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成21年12月7日、提出者、築上町議会議員西口周治、賛成者、築上町議会議員吉元成一、同じく繁永隆治、同じく武道修司、同じく信田博見、同じく田原親、同じく塩田昌生、同じく首藤萬壽美、同じく丸山年弘、同じく田原宗憲、築上町議会議長成吉暲奎殿。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんです。

次に、西口周治議員、説明をお願いいたします。

議員（10番 西口 周治君） F 15戦闘機の尾翼の一部落下事故に対する抗議決議文でございます。

本決議案は、先月29日の築城町の築城航空祭の開催中に発生したF 15戦闘機の尾翼の一部落下事故に対する抗議決議を行うものでございます。

既に御存じのように、F 15戦闘機は、今日までに幾度となく重大事故を起こしております。2日の基地対策委員会を開いた後、2日後にも、12月4日にも小松基地で同型機が車輪

トラブルで胴体着陸を行っております。本町の事故からわずか数日しかたっており、このよ
うなたび重なる事故に対し、基地を抱える築上町議会として断固抗議するものでございます。

よろしく御採択のほどお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、発議第3号について採決を行います。発議第3号は、原案のとおり可決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されま
した。

日程第5・議案第77号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第77号専決処分について 平成21年度築上町一般
会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第77号専決処分について。

平成21年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、平成21年9月25日付で専決
処分したので報告し、承認を求める。平成21年12月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第77号は専決処分でございますが、本案は一般会計の補正予算
第4号でございます。既定の歳入歳出予算の総額を101億1,584万8,000円に歳入歳
出それぞれ672万5,000円を増額し、101億2,257万3,000円と定めるものでご
ざいます。

主なものは、7月24日から27日までの豪雨で被災した公共土木の施設2カ所、それから
農業用施設1カ所の災害復旧事業費672万5,000円及び地域活性化・経済危機対策臨時交
付金事業の、これは予算の組み替えでございます。この財源は、国庫補助金を主に、県の補助
金、それから地方交付税を充てておるところでございます。

9月25日付で専決処分をいたしましたので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） どうして議会が開かれなかったか、その理由をお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ちょっと、災害復旧等々で、あとの交付金というのは、もう本当に開くいとまがなかったというふうな形で、地方自治法の規定によって専決をさしていただきました。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 急ぐ必要があったと言いますが、9月25日に開くまでには、議会が終わって間がないので、できないことはなかったと思うんですけど、災害に対する予算ですので、緊急を要したと思いますが、できるだけ臨時議会を開いてでもしていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ございませんか。新川町長。

町長（新川 久三君） いとまがあるように、要望だけを受けとめておきます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第77号について採決を行います。議案第77号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第6・議案第78号

日程第7・議案第79号

日程第8・議案第80号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第6、議案第78号平成21年度築上町一般会計

補正予算（第5号）についてから日程第8、議案第80号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第80号までは一括議題とすることに決定いたしました。

日程第6、議案第78号平成21年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第8、議案第80号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第78号平成21年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第79号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第80号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。平成21年12月7日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第78号は、平成21年度築上町一般会計補正予算（第5号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額101億2,257万3,000円に9,645万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を102億1,902万4,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、防災情報通信整備事業1,789万3,000円、地域介護・福祉空間整備事業補助金1,135万8,000円、新型インフルエンザ予防接種補助事業1,610万5,000円、それから木材加工流通施設整備補助金1,193万8,000円などが主な、いわゆる事業名でございます。

なお、インフルエンザにつきましては、学校等、大分学級閉鎖が出ております。だから、義務教育という形の中で、中学校3年まで町単で、一応補助をしようと、このように考えて計上をさせていただいておるところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第79号は、平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、本案は、既定の歳入歳出の総額に164万8,000円を追加いたしまして、3億8,124万6,000円と定めるものでございます。

補正の主な要因は、処理場管理費事業の増でございます。それから、歳入の主なものは、消費税の還付金674万3,000円、繰越金1,428万6,000円、一般会計からの補助が1,940万5,000円となっております。歳出が、先ほど申しました処理場費が63万8,000円、それから特定環境保全公共事業下水道費101万円の増額をさしていただいております。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第80号は、平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。本案は、消費税の還付金431万6,000円、それから前年度繰越金1,423万1,000円の収入の計上に伴うものでございます。これは、一般会計の補助金を減額するものに充てております。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

日程第9．議案第81号

日程第10．議案第82号

日程第11．議案第83号

日程第12．議案第84号

日程第13．議案第85号

日程第14．議案第86号

日程第15．議案第87号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第9、議案第81号の築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定についてから日程第15、議案第87号の築上町立学校設置条例の一部を改正する条例についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第87号までは一括議題とすることを決定いたしました。

日程第9、議案第81号築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定についてから日程第15、議案第87号の築上町立学校設置条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題と

いたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 8 1 号築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 1 年 1 2 月 7 日、築上町長新川久三。

議案第 8 2 号築上町職員の給与に関する条例及び築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 8 3 号築上町特別職の職員の給与等に関する条例及び築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 8 4 号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 8 5 号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 8 6 号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 8 7 号築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 1 年 1 2 月 7 日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 8 1 号は、築上町火葬場条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。前にも申しましたけれども、火葬場の供用開始を 1 2 月 2 0 日からいたすことに予定をしておるところでございます。それに際しまして、前火葬場の条例はもう全部廃止をいたしまして、新しく火葬場条例をつくるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第 8 2 号は、築上町職員の給与に関する条例及び築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与が改定されました。本町職員の給与月額及び期末手当及び勤勉手当、時間外勤務手当の支給割合を改定するものでございます。議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第 8 3 号は、築上町特別職の職員の給与等に関する条例及び築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。この本案も、人事院勧告に基づきまして、職員の給与改定に準じ、本町の特別職の期末手当の支給割合

を改定するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議案第 8 4 号は、築上町税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法の一部を改正する法律が制定されました。これは、個人町民税における寄附金税額控除の適用対象として、新たに寄附金対象を定めるため、関係規定を整備するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第 8 5 号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、後期高齢者医療保険の延滞金算定率を軽減する期間を 1 カ月から 3 カ月に拡大するものでございます。

これは、社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減で、軽減が厚生年金保険法等で改正されまして、これに準ずる措置でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議案第 8 6 号は、築上町農業公園条例の一部を改正する条例でございます。築上町農業公園内スケートボードのリンク場横にトイレを設置いたしました。これに伴い、条例の一部を改正する必要があります。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第 8 7 号築上町立学校設置条例の一部を改正する条例でございますが、築上西高等学校築上町立上城井分校が平成 2 2 年 3 月 3 1 日をもって閉校することになっております。条例を改正する必要がありますので、提案をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 1 6、議案第 8 8 号の福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてから日程第 2 0 の福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更については、市町村合併に伴う組合組織の変更であり、また、日程第 2 1 は工事請負契約の締結についての議決内容の変更であり、さらに日程第 2 2 は人事案件であります。したがって、日程第 1 6 から日程第 2 2 までを、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 8 号から議案 9 4 号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第16 . 議案第88号

議長（成吉 暲奎君） 日程第16、議案第88号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第88号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成22年1月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村及び八女東部広域衛生施設組合を脱退させるとともに、平成22年2月1日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。平成21年12月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第88号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。本案は、八女郡の黒木町、立花町、それから矢部村、星野村が廃止され、その区域が八女市に編入されることになっております。これは、平成22年の2月1日に発足をするようになっておるところでございます。これに基づきまして、組合の規約等々の変更が必要になってきておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次の議案第89号も、これは福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてということで、これも前議案同様、市町村の合併による案件っていうこと……（「提案理由の説明をしてない」と呼ぶ者あり）してない。1個しか言わんやった。ごめん。

議長（成吉 暲奎君） はい。それでは、88号に、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第88号について採決を行います。議案第88号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 . 議案第 89 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 17、議案第 89 号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 89 号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 22 年 1 月 31 日限り、福岡県自治会館管理組合から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村を脱退させる。平成 21 年 12 月 7 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 89 号は、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。本議案も前議案同様、一応合併案件で、同じ団体が減少、それから、その区域が八女市に編入されるということでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第 89 号について採決を行います。議案第 89 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 . 議案第 90 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 18、議案第 90 号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 9 0 号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年 1 月 3 1 日限り、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村を脱退させる。平成 2 1 年 1 2 月 7 日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 9 0 号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。本議案も、先ほどの議案と同様でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第 9 0 号について採決を行います。議案第 9 0 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 0 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 9 . 議案第 9 1 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 1 9、議案第 9 1 号福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 9 1 号福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 2 2 年 1 月 3 1 日限り、福岡県後期高齢者医療広域連合から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村を脱退させるとともに、平成 2 2 年 2 月 1 日から福岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり

変更する。平成21年12月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第91号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更でございます。本議案も先ほどの議案と同じく、市町村の合併に伴いまして、連合の規約の変更が必要になっております。主なものは、黒木、立花、矢部、星野の脱退と、それから、あと広域連合の議員の定数を75名から72名に改めることになっております。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第91号について採決を行います。議案第91号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第92号

議長（成吉 暲奎君） 日程第20、議案第92号福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第92号福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年1月31日限り、福岡県介護保険広域連合から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村を脱退させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成21年12月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第92号は、福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてでございます。数の減少は、先ほど

の議案と同じく、今まで加入しておりました2町2村を脱退させるものでございます。そして、議員の定数も37から33人に変更するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

総務課長（吉留 正敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第92号について採決を行います。議案92号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第93号

議長（成吉 暲奎君） 日程第21、議案第93号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第93号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成21年9月7日付、議案第74号をもって議決された築城飛行場再編関連特別事業、高塚浄水場改良第1期第2工区工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成21年12月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第93号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。議案第93号の内容は、高塚浄水場の改良第1期第2工区の工事でございますが、請負契約額が7,864万5,000円でしたが、これを、1億588万2,000円に変更するものでございます。

主な工事概要の変更ということで、基本的には入札残が出ましたんで、防衛省のほうと工事をいたしまして、来年度やる分を契約変更でこの分追加をしたわけでございます。主なもの、内容は、自家発電装置、これが搭載型パッケージ式発電装置ということで、一式でございます。それから、取水の濁度計3組ということで、前倒して、一応来年度やる分を入札残でことし行

うような形になったわけでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 細かいことですが、町長、今、入札残があったということで、それで、前倒しでやったと、まあ、それは結構ですけど。入札残なら8千何百万円やから1億かけて、前倒しで業者に追加せないかんような理由になるんですかね。入札をしたときは、これ、幾らか残しとったわけでしょ、入札残で。100%、町長が提示した金額から下がって、消費税込みの7千何百万円になったわけでしょ。当時、一番上が8千何百万円やったからですね、そけ、その8千何百万円の範囲でするんやったら入札残の範囲やけど、それにプラス、防衛省と交渉して、来年度分に、それだけじゃできんからのせたということですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 詳しくはちょっと。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

上水道課長（中嶋 澄廣君） 上水道課、中嶋です。一応、執行残につきましては、1工区、2工区合わせまして2,750万7,027円、その1、2工区の執行残を今回変更で利用してもらったということです。

以上です。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） はい、済みません。町長、済みません、今、この執行残じゃないんですけど、その工事の名前、もう1回ちょっと、名前を先に聞いといていいですか、何を追加したのか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

上水道課長（中嶋 澄廣君） 上水道課、中嶋です。変更内容としまして、自家発電装置搭載型パッケージ式発電装置が1式と取水濁度計が3器です。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 私は、2,700万円の変更ということで、工事にかかわる何かいろいろ追加が出たんだろうと思いましたけど、今聞く範囲では、これ、設備というのは別に、今出さなくても入札できたんじゃないかなと思いますが、2,700万円の件について、そういう、何ですか、図面とは言いませんが、こういったのというような説明も添付されていませんし、これは別途、仮に入札しても、今のこの、この理水化学が受けている工事と何か別に聞こえるんですけど、その辺は詳しくわかれば教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

上水道課長（中嶋 澄廣君） 上水道課、中嶋です。変更理由ですが、一応、変更分を、別発注になりますと、諸経費が上がり工事金額が高くなります。それと、工期的にも現在発注工事竣工検査後になりますと、年度内完成が無理になりますので、一応変更さしてもらいました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） はい、わかりました。じゃあ、もう1度お尋ねします。

いつも設備は別で入札を組んでいたように思えるんですが、これは、この工事には、もうそのまま2,700万円追加でしていかないと不都合が生じるという形でとればいいんです、それとも、別に入札を組もうと思えばできたと、どちらかだけ教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

上水道課長（中嶋 澄廣君） 別発注では無理と思ひまして、今回2工区工事のほうに変更さしてもらいました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより、議案第93号について採決を行います。議案第93号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第94号の人権擁護委員の推薦については、人事案件であり、採決は無記名投票で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。

日程第22．議案第94号

議長（成吉 暲奎君） 日程第22、議案第94号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第94号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成21年12月7日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第94号は、人権擁護委員の推薦でございますが、本案は、現在の人権擁護委員松本千鶴子さんを再任していただきたく推薦をいたしたところでございます。

なお、松本さんは学校の教員を長く務めて、もう、一応2期、今まで務めていただいております。3期目でございますけれども、非常に熱心に擁護活動を行っていただいております。ございまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、提案にさしていただきたいと思ひます。

議長（成吉 暲奎君） ただいま説明のとおり、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。本件は人事案件です。会議規則82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条2項の規定により、18番、平野力範議員、19番、中島英夫議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（成吉 暲奎君） 念のために申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しないもの、あるいは白紙は不適任と認めます。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（成吉 暲奎君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、記入してください。記入が終わりましたら、議席番号順に投票してください。

〔議員投票〕

議長（成吉 暲奎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方、お願いいたします。

〔開票〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、投票結果の報告をいたします。

投票総数 17 票、うち有効投票 17、無効投票ゼロ。有効投票のうち適任 16、不適任 1 票。よって、議案第 94 号の人権擁護委員に松本千鶴子氏を選任することについては適任とすることに決定いたしました。

議場の出入り口をあけてください。

〔議場閉鎖〕

議長（成吉 暲奎君） ここで、議案に対する資料要求があれば、所定の様式により事務局まで提出してください。

これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは、本日の午後 3 時までといたします。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、同じく、所定の様式で事務局まで提出してください。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで散会いたします。御苦労さんでございました。

午前11時03分散会